

## 業務委託実施の公示

(美瑛川西神楽地区管理用道路管理外作業について)

次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 28 日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長 半谷 敬幸

### 1 公示の概要等

#### (1) 公示の目的等

河川法第99条に基づき、美瑛川西神楽地区管理用道路管理外作業の委託に関し、委託先を選定することを目的とする。

なお、委託先の対象は、河川法施行規則第37条の6に基づき河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行っている一般社団法人若しくは一般財団法人とする。

#### (2) 業務の概要

美瑛川左岸西神楽地区の高水敷管理用道路周辺は、豊かな河川環境が形成されており自然学習会や地域住民の散策などに利用され、河川愛護としても重要な地区である。このことから、河川巡視の面からも支障のない利用を図るため、管理外作業を実施するものである。また、河川管理のため、河道内に繁茂する流下阻害となる樹木伐採を行っているが、伐採箇所の再樹林化抑制のため、萌芽枝の刈り取り作業も合わせて行うものである。

#### (3) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年10月10日まで

(4) 本業務の受託を希望する者は、下記2に掲げる委託先の資格要件を満たすことを証明する申請資料（以下、「申請資料」という。）を提出すること。

(5) 提出された申請資料を元に採点による資格審査等を行い、委託先を選定するものとする。

(6) 資格要件を満たす受託希望者の中から1者を選定し委託する。

(7) 委託費は実費相当額とし、上記(5)の選定後に発注者の積算した委託料の限度額をもって委託先に選定された受託希望者と協議を行い、協議成立後に契約書を締結するものとする。

### 2 委託先の資格要件

委託先の対象となる者は、以下に掲げる資格要件を満たすものとする。

(1) 河川協力団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人及び一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。

- (3) 当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (4) 令和07・08・09年度度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）
  - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
  - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
  - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (5) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（上記(4)の書類を提出した者を除く。）でないこと。
- (7) 申請資料の受領期限の日から契約締結の日までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 手続き等

#### (1) 担当部局

〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号  
北海道開発局 旭川開発建設部  
契約課 課長補佐  
電話 0166-32-2379、FAX 0166-32-2525

#### (2) 業務委託説明書の交付期間、場所及び方法

##### ア 交付期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月17日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。

##### イ 交付場所

北海道開発局 旭川開発建設部  
契約課 課長補佐  
電話 0166-32-2379、FAX 0166-32-2525

##### ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。ただし、直接交付を受けることが困難な場合は、郵送等による交付を行うので、上記(1)の担当部局に申し出ること。この場合、送料等は郵送等を希望する者の負担とする。

#### (3) 申請書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月17日（火）まで土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。

イ 提出先

北海道開発局 旭川開発建設部

契約課 課長補佐

電話 0166-32-2379、FAX 0166-32-2525

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。提出期間内に必着。）により提出すること。

4 その他

詳細は業務委託説明書による。